

鉾田市立旭北小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改定

第1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、いじめ防止基本方針を策定し、全職員が一体となり保護者や地域、関係機関と連携を図りながらこの課題に取り組むことは、児童の尊厳を保持するものである。

第2 いじめ防止のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

また、いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が止んでいること（止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いている）、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（児童・保護者との面談での確認）の要件を満たした時に解消したと見なす。

【いじめに該当する行為】

- ・冷やかしかからかい。悪口や脅し文句
- ・仲間外れや集団による無視
- ・ぶつかられる。たたかれたり、けられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・その他の心身に苦痛を感じる行為。

2 いじめ防止等の対策に関する基本的考え方

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつ。
- (2) いじめを受けている児童を全職員が保守する。
- (3) いじめは、どの学校、どの児童にも起こり得ることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制づくりをする。
- (4) 保護者や地域社会、関係諸機関等全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめ問題に取り組む。
- (5) SOSの出し方について指導し、児童が、いつでもSOSを発信できるようにする。

3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び教職員は、関係者との連携を図りながら、学校組織全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び教職員は、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処しなければならない。

4 児童の責務

- (1) 全ての児童は、いじめを絶対に行ってはならない。

- (2) 全ての児童は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

第3 いじめ防止のための対策の内容に関する事項

Ⅰ いじめ防止のための学校が実施する施策

(1) 「いじめ防止の対策のための組織」の設置

ア 名称 銚田市立旭北小学校「いじめ防止対策委員会」

イ 組織の構成員

校長（総括）、教頭（渉外）、教務主任（調整、記録）、生徒指導主事（指導、調整）、低学年（1・2年）担任代表（指導）、高学年（3～6年）担任代表（指導）、養護教諭（支援）、学校関係者等、その他校長が認める者とする。
※ 事案により柔軟に編成する。

ウ 組織の役割

- (ア) 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、推進、検証、改善の中心的組織
- (イ) いじめの相談・通報の窓口
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に関する情報の収集と記録、共有
- (エ) いじめに対する組織的対応の中核

エ 委員会の開催

- (ア) 月1回の定例会の開催
- (イ) いじめ事案が発生した場合は速やかに集合し、臨時会を実施

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア 未然防止

(ア) 分かる授業づくりの実施

- 生活に根ざした教材や人材の活用
- 活動内容に応じた話し合い活動の授業形態の工夫
- 一人一人の考えを大切にしたり友だちとともに課題解決していったりする良さを感じられる授業の工夫
- 一人一人が活躍できる場を設定した授業展開の工夫

(イ) いじめのない学級・学校づくり

- 教師自身が明るく前向きに生活し、笑顔のあふれる明るい雰囲気をつくる。
- 教師と児童、児童同士のより良い人間関係づくりに努め、互いに個性や長所を認め、一人一人が互いに支え合える雰囲気をつくる。
- 教師は、不正に対して毅然とした態度で臨む。
- 一人一人が、安心して生活できる集団生活のルールを確立する。
- 構成的グループエンカウンター、SST、QUテスト等を適切に実施し、いじめの未然防止を図る。

(ウ) 道徳教育の充実

- 法やルールの意義や遵守についての理解
- 基本的生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成
- 主体的に判断し、適正に行動できる児童の育成

(エ) 体験活動を通じた豊かな心づくり

- 基本的生活習慣の確立（あいさつ、礼儀、言葉遣い等）
- 多様な体験活動を通しての思いやりの心、規範意識、社会性、コミュニケーション能力、友だち関係づくり等の個性の伸長

(オ) 人権教育の充実

- 自己の人格、他者の人格を認め、尊重し合う態度の育成
- 人権に関する集会活動や環境づくりの計画的実施
- 言語環境の共通理解
- 教師の人権意識の向上
 - ・ いじめ事例研修
 - ・ 不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解
 - ・ 過度の競争意識が児童のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることへの共通理解

(カ) 特別活動の充実

- いじめの予防策としての効果について共通理解し、楽しく豊かな学校や学級づくりのための諸問題を話し合ったり、決まったことを協力して実践したりする態度の育成を図る。
- あいさつ運動の継続（あかるく いつでも さきに つづける）
「いい顔・いい声・いい心」でのあいさつの啓発
- いじめについて考える集会等の実施

(キ) 豊かな人間関係づくり

- 異学年集団での活動の場の設定
- ロング昼休みの学級遊びや高学年を中心とした縦割り班活動
- ソーシャルスキルトレーニングの積極的活用（スクールカウンセラーの支援を生かして）

イ 早期発見

(ア) 定期的なアンケート調査

- 児童に2ヶ月に1回のいじめアンケート調査

(イ) 教育相談

- 定期教育相談の実施（保護者：年1回 児童：年5回）
- 希望教育相談の実施（保護者、児童：年3回）
- スクールカウンセラー、養護教諭との随時個別面談

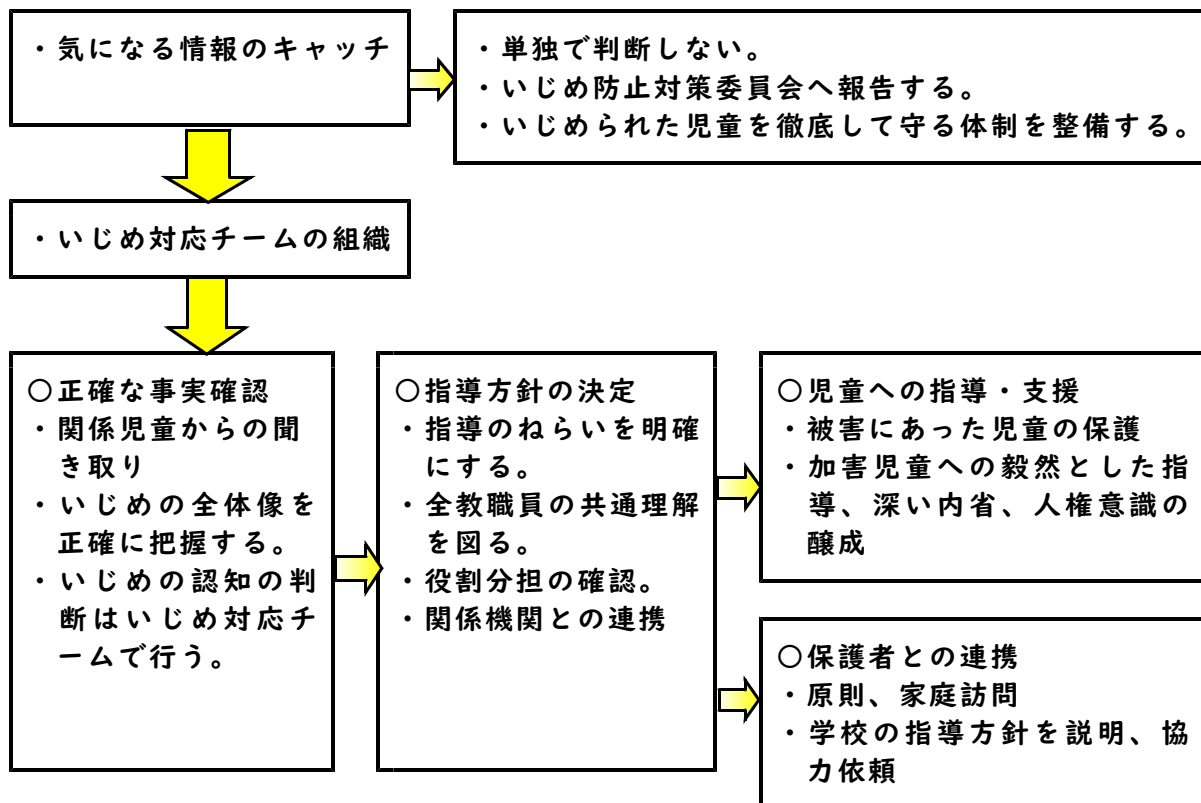
(ウ) 児童観察

- 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
- 生徒指導ファイルの記入回覧による情報の共有と対応
- 休み時間等の児童の人間関係の観察

(エ) 相談窓口の周知

- 校内の相談窓口担当者（養護教諭、生徒指導主事または担任）
- 校内オンライン相談窓口

ウ 早期対応



(ア) 対応チームの発足

- 「いじめ防止対策委員会」が中心となり、対応チームを編成する。
- 対応チームのメンバーは、該当学年担任、養護教諭、生徒指導主事、教務主任等で適切な対応が可能のように、柔軟に編成する。

(イ) 正確な事実確認

- 一つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。
- 複数名で聞き取り調査を行う。
- いじめた児童がいじめられた児童や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

(ウ) 指導方針の決定

- 指導のねらいを明確にし、方針を決定する。
- 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
- 場合によっては、関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。

(エ) いじめられた児童とその保護者への支援

- 徹底して守り抜くことを本人や保護者に伝える。
- 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を提示する。
- 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

(オ) いじめた児童とその保護者への指導

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為については毅然とした指導をする。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしなければならないのかを振り返らせる。
- 保護者には事実を正確に説明する。

- 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じることもあることを視野に入れる。その際に、保護者の理解を十分に得られるように留意する。

(カ) 観衆、傍観者への指導

- いじめは、学級や学年集団全体での問題として対応する。
- いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。
- 人権意識の醸成を図る。

エ 継続支援

(ア) チームによる見守り

- いじめられた児童に安心感を与え、心のケアを行う。
- 教職員がシフトを組み、すきのない体制で見守りを行う。

(イ) 定期的な個人面談

- いじめ解決から断続的に個人面談を行い、その後の経過状況を把握する。
- スクールカウンセラーによる面談を実施する。

(ウ) 家庭への定期連絡

- 児童との面談後、面談の結果や教師から見た学校での様子等を家庭に連絡する。
- 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。

(エ) 進級、進学にともなう引き継ぎ

- 情報共有のもと、児童間の人間関係等の引き継ぎを確実に行う。
- 小学校から中学校への進学に際しては、綿密に行うとともに、進学後の様子について定期的に情報交換を行っていく。

オ 家庭、地域等との連携

(ア) 家庭との連携

- 学校の基本方針等について保護者に周知し、理解を十分に得ておく。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築いておく。
- いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発しておく。

(イ) P T Aや地域との連携

- 学校の基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃から連携を進める。
- P T Aといじめ問題について、協議する機会を設定する。

カ 関係機関との連携

(ア) 教育委員会との連携

- 問題解決に向けて、指導助言等必要な支援を受ける。
- 相談電話等が入った場合等は、情報提供を求める。
- いじめの状況について報告し、情報を共有する。
- 出席停止措置の必要性が出てきた場合は、慎重に協議する。

(イ) 児童相談所、子ども家庭課等との連携

- 問題解決に向けて、指導助言等必要な支援を受ける。
- 相談電話等が入った場合等は、情報提供を求める。
- 生活環境に問題がある場合は、情報提供し、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

(ウ) 警察との連携

- いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、慎重に検討し必要性が認められる場合は、早期に所轄の警察署に相談し連携を図る。
- 所轄の警察署との連携を計るため、定期的または必要に応じて相互協力する

体制を整えておく。

連携を必要とする状況	関係機関
- いじめ発見状況を報告する。 - 対応方針について相談したい。	鉾田市教育委員会 0291-37-4341 鹿行教育事務所(いじめ・体罰解消センター) 0291-33-6317 鹿行教育事務所(生徒指導班) 0291-33-6139 茨城県教育庁義務教育生徒指導推進室 029-301-5229
- 指導方針や解決方法について相談したい。 - 子どもや保護者への対応方法を相談したい。	茨城県教育庁義務教育生徒指導推進室 029-301-5229
いじめによる暴行・傷害事件、恐喝などの刑事事件が発生している。	福祉相談センター鹿行分室 0291-33-4119 鉾田警察署生活安全課 0291-34-0110
いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。	福祉相談センター鹿行分室 0291-33-4119 → 児相から医療機関へ
いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要である。	スクールカウンセラー（配置・緊急） 福祉相談センター鹿行分室 0291-33-4119

(3) いじめの解消に係る判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態

- 生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（児童が自殺を企図した場合等）
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手）
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

(2) 重大事態の対処

- 学校いじめ対策組織が校内のいじめに対する対処において、平時から実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。
- 重大事態調査を実施する際には、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、学校では対応しきれない場合は直ちに警察に援助を求め、連携して対応する。
- 児童・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、事実確認を行う。
- 重大事態が発生した際には、地方公共団体の長等まで報告する。初動対応においては、保護者との連携・調整し、情報が途切れないようにする。
- 調査を始める前に、対象児童・保護者への事前説明を行う。関係児童・保護者への説明も行う。
- アンケート調査や聞き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や

把握した情報の活用方法等を説明してから行う。

- 調査結果については、いじめを受けた児童。保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 調査結果を地方公共団体の長へ報告・公表を行う。

3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- いじめの防止のための組織を中心として、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- 学校ホームページで公表する。

(2) いじめについての取組について

- 学校評価を活用し、維持防止の取組について、児童、教職員、保護者が評価する。
- 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
- 評価結果や改善点を公表し、児童、保護者、地域へ周知する。

銚田市立旭北小学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱

(趣旨)

- 第 1 条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号として平成25年6月28日に公布)に基づき、銚田市立旭北小学校いじめ防止対策委員会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

- 第 2 条 学校が、校内にいじめの防止等に係る委員会を設置し、児童・保護者に対して、いじめ防止等について組織的・積極的・継続的に対応する姿勢を明確に示すとともに、いじめ防止等に対する学校の徹底した取組を通して、未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(組織)

- 第 3 条 「いじめ防止対策委員会」の委員は、校務運営委員、生徒指導主事、養護教諭及びスクールカウンセラー(心理)、民生委員(福祉)で構成する。その他必要に応じて校長が認める委員をもって構成する。

(取組内容)

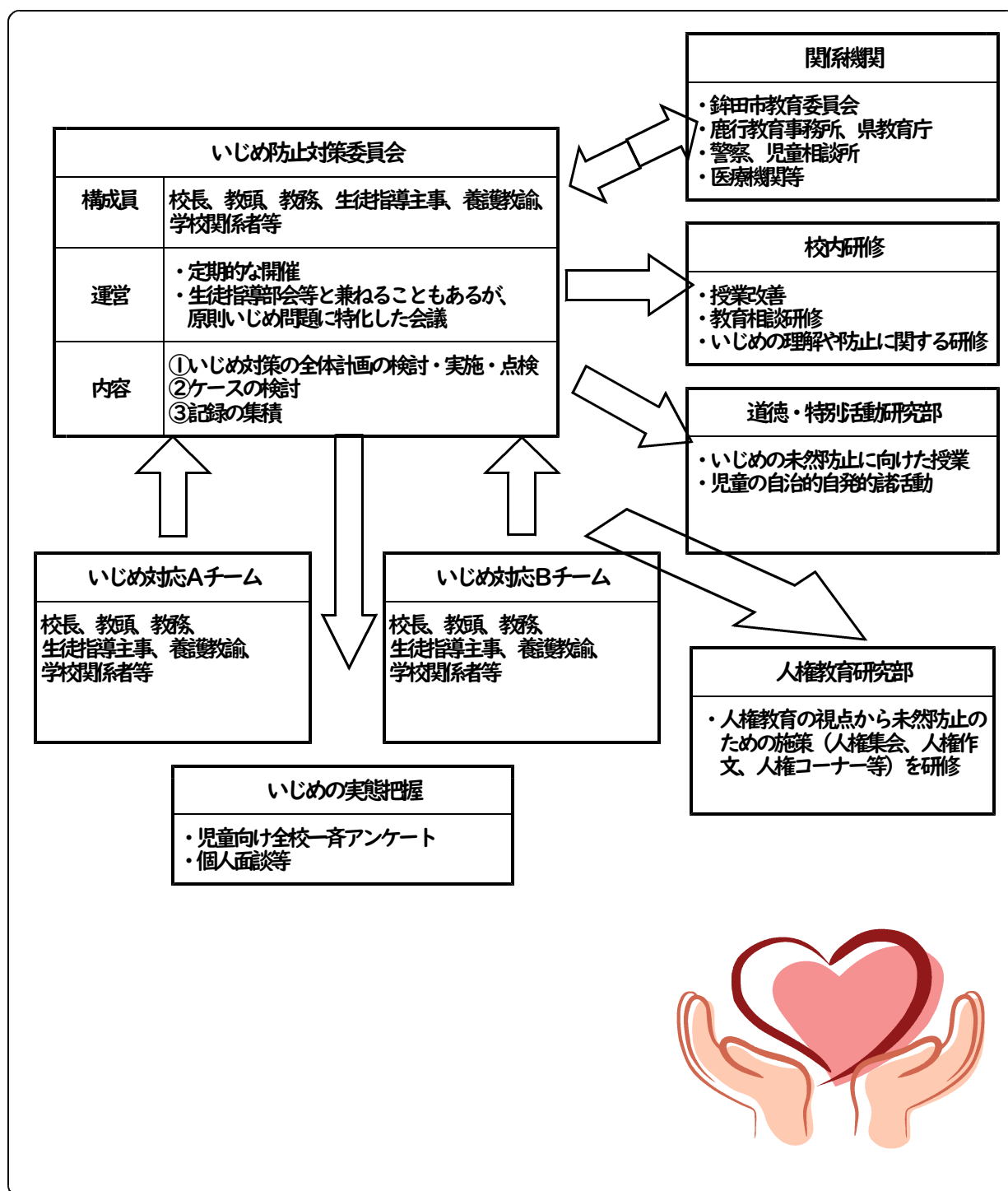
- 第 4 条 「いじめ防止対策委員会」は、次の役割を担う。
- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
 - ① いじめの未然防止のための組織づくり
 - ② 道徳教育等の充実
 - ③ 早期発見のための措置
 - ・ 児童、保護者対象「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回程度)
 - ④ 相談体制の確立
 - ・ 定期教育相談(保護者)の実施(年1回)
 - ・ 希望教育相談(保護者)の実施(年3回程度)
 - ・ 教育相談(児童)の実施(学期1回)
 - ・ スクールカウンセラー等との面談
 - ⑤ ケータイ・インターネット等によるいじめに対する対策の推進
 - ・ 児童、保護者向け「ケータイ・インターネット等の正しい使い方」についての周知、研修会等の実施
 - ⑥ 児童の活動等による「いじめ防止運動(キャンペーン)」、「人権集会」等の推進
 - (2) いじめの実態の状況把握
 - (3) いじめを受けた児童及び保護者に対する相談、支援
 - (4) いじめを行った児童及び保護者に対する指導、助言
 - (5) いじめに関する研修及び専門的な知識を有する者等との連携
 - (6) その他いじめの防止に係ること
 - (7) それぞれの取組の具体については、別途定める

(会議・運営)

- 第 5 条 「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、原則、年2回開催する。ただし、状況に応じて即時開催するものとする。
- 第 6 条 この「いじめ防止対策委員会設置要綱」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。

付則 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

いじめ防止対策委員会



いじめ防止対策年間計画

銚田市立旭北小学校

	いじめ未然防止対策年間計画	ポイント
□ : 教職員間の活動 ○ : 児童・保護者の活動	4月 ☐ 学校間、学年間の情報交換、指導の記録の引き継ぎ ☐ いじめ防止に係る共通理解・いじめ対策会議編成 【職員会議】 ☐ いじめ撲滅宣言（教師の決意を表明） 【年度始め】 ☐ 学級開き、人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】 ☐ 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【保護者会】 ☐ 校内研修「いじめの定義の確認」	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめ問題に本気で取り組むことを全職員で共通理解するとともに、保護者に発信する。
	5月 ☐ 教育相談（児童）、希望教育相談（保護者）の実施、QUテストの実施	・児童の別冊制の場面に留意する。
	6月 ☐ 「悩みアンケート」「学校生活アンケート」等の実施と分析 【学級活動】 ☐ 話し合い活動「学級の諸問題」 ☐ スクールカウンセラー訪問時のソーシャルスキルトレーニングの実施 ☐ 行事（遠足、修学旅行等）をととした人間関係づくり ☐ いじめ防止対策委員会の実施（必要に応じて）	・6月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
	7月 ☐ 学校評価の実施 → 児童、保護者の意見集約	・いじめ未然防止の点検をする。
	8月 ☐ 教育相談に係る研修等への参加 ☐ グループエンカウンター等の開発的教育相談の研修（教師・児童）	・相談技術の向上を図る。
	9月 ☐ 夏休み明けの教育相談（児童）の実施 ☐ スクールカウンセラー訪問時のソーシャルスキルトレーニングの実施	・児童の変化を確認する。
	10月 ☐ グループエンカウンター等の開発的教育相談の実施 【児童会活動】 ☐ 行事（宿泊学習、運動会）をととした人間関係づくり ☐ 教育相談（児童）、希望教育相談（保護者）の実施、QUテストの実施	・児童主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援をする。
	11月 ☐ 「悩みアンケート」「学校生活アンケート」等の実施と分析 ☐ スクールカウンセラー訪問時のソーシャルスキルトレーニングの実施	・11月は児童の人間関係に変化が表れやすい時期である。
	12月 ☐ 人権週間にもなう人権集会の実施 ☐ 学校評価の実施 → 児童生徒、保護者の意見集約	・人権感覚を高める。 ・いじめ未然防止対策を点検する。
	1月 ☐ 冬休み明けの教育相談（児童）の実施 ☐ いじめ防止対策委員会の実施（必要に応じて）	・児童生徒の変化を確認する。
	2月 ☐ 「悩みアンケート」「学校生活アンケート」等の実施と分析 【学級活動】 ☐ 話し合い活動「学級の諸問題」	・進学、新級での人間関係に不安を持ち始める時期である。
	3月 ☐ 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報作成 ☐ 小中の情報連携のための連絡会	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備をする。